

令和 3 年度（2021 年度）

事業計画書

社会福祉法人 ありんこ

◇ 法人本部	1 頁	～
◇ 障害福祉サービス事業所ありんこ	7 頁	～
◇ ライフサポートセンターさかえ	17 頁	～
・GHあさひ GHそよかぜ	18 頁	～
・短期入所事業所 ありが亭	21 頁	～
◇ ライフサポートセンターありんこ	22 頁	～
・富士北麓障がい者相談支援センターありんこ	23 頁	～
・障がい者就業・生活支援センターありす	26 頁	～
・訪問型職場適応援助者事業	30 頁	

令和 3 年度事業計画 社会福祉法人ありんこ

＜法人の概要＞

種類及び名称	社会福祉法人ありんこ		
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号	(TEL)0555 - 22 - 7217	
責任者	理事長 渡 邊 秀 樹		
設立年月日	平成 13 年 10 月 26 日		

＜法人の事業＞

■第二種社会福祉事業の実施

令和 3 年 4 月 1 日現在

種類及び名称		障害福祉サービス事業所ありんこ				
所在地		山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号				
電話番号		0555 - 22 - 7217	FAX番号	0555 - 22 - 7218		
代表者		施設長 桑原由紀枝		桑原由紀枝		
事業開始年月日		平成 22 年 4 月 1 日		サービス管理責任者 金森大		
事業	自立訓練(生活訓練)	定員 6 (現員 3)	事業所番号	山梨県指定 第1911200275号		
	就労移行支援	定員 6 (現員 5)	開所時間	9 時 ~ 16 時 30 分 (7.5 時間)		
	就労継続支援B型	定員 40 (現員 38)	開所日	月~金曜日(土日祝日の開所あり)		
	就労定着支援		開所日数	当該月数から 8 日を除いた日数/月		
職員	職 種	施設長 兼 サービス管理責任者	副施設長 兼 生活支援員	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員
	人 数	1	1	1	5	7
	職 種	就労支援員 兼 生活支援員	職業指導員 兼 就労定着支援員	目標工賃達成指導員	調理員	
	人 数	1	1	2	2	
サービス内容	生活訓練	基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための自己管理能力や体力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練の提供を行います。				
	就労移行	<p>① 一般就労に必要な基本的知識や能力の習得、向上を目的とした、健康で健全な生活の確立、働く意欲や意識の育成、言葉遣いや挨拶などコミュニケーション能力の学習、通勤等移動手段確保の訓練など必要な支援カリキュラムによる指導、訓練を行います。</p> <p>② 作業能力の開発や技術習得を目的に、事業所内における受注作業や生産活動、農作業やリサイクル作業などを通じ、可能性を引き出し職種の選択の幅を広げ、就労に結びつけられる支援の提供を行います。</p> <p>③ 施設外就労や支援をはじめ、一般就労に向けた様々なプロジェクトを活用し、職場実習や訓練を行い、より具体的に必要な能力の習得とマッチングを図ります。</p>				
	就労定着	所定の障害福祉サービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業所等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行います。				

種類及び名称		障害福祉サービス事業所ありんこ
サービス内容	就労継続B	<p>① 企業からの受託作業(部品組み立て、印刷物等仕分け、紙器加工、野草等の計量梱包、バリ取り、資料や看板作成など)。</p> <p>② 野菜や果物等作物を栽培する農作業、収穫物や仕入れ品を活用した調理作業、古着や廃棄物を活用したりサイクル作業、ビーズや和紙等を利用した製品作り等を展開し、事業所、道の駅、インターネット、各種イベントなどで販売します。</p> <p>③ 就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援に取り組むと共に、うどんカフェ及び企業等における実習や施設外就労、施設外支援等を実施し、一般就労や就労移行支援に繋がる育成を図ります。</p>

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称		グループホームあさひ	
所在地		山梨県富士吉田市旭 2丁目15番12号 (TEL)0555 - 22 - 3770	
バックアップ施設		障害福祉サービス事業所ありんこ	
事業開始年月日	平成 19 年 11 月 1 日	管理者	桑原 節子
事業所番号	山梨県指定 第1921200026号	サービス管理責任者	桑原 節子
職員	世話人 6名 (非常勤 5名)		
利用定員	男性 5名 (現員 4名)		
従たる事業所		グループホームそよかぜ	
所在地		山梨県富士吉田市下吉田5丁目13番18号 (TEL) 0555 - 23 - 0294	
利用定員		女性 7名 (現員 7名)	
事業の運営方針		障害をもつ方が、地域で当たり前のように生活できるような環境づくりを目指し、本人の意思及び人格を尊重し、健全で主体的な生活が送れるように、利用者の立場に立って援助を行い、自立生活や地域活動の充実を図ります。	

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称		短期入所事業所ありが亭	
所在地		山梨県富士吉田市旭 2丁目15番12号 (TEL) 0555 - 22 - 3770	
バックアップ施設		管理者	桑原 節子
事業開始年月日	平成 30 年 4 月 1 日	事業所番号	山梨県指定 第1911200473号
利用定員		3名	
職員		生活支援員 9名	
事業の運営方針		ご家族の疾病その他の理由・都合等により短期の施設入所を希望される方に入浴・排泄及び食事の支援・その他必要な支援を適切に行います	

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	富士北麓障がい者相談支援センターありんこ（障がい者(児)相談）		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555 - 30 - 0505	FAX番号	0555 - 30 - 0506
代表者	管理者 角張 洋和	事業開始年月日	平成 23 年 4 月 1 日
相談担当者	相談支援専門員 2 名（専任 2 名（常勤 1 名・非常勤 1 名））		
事業の目的	<p>①指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう心を配り、利用者または障がい児の保護者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、関係機関と連絡調整を行いながら障害福祉サービス等の利用を希望する方に、サービス等利用計画案作成からモニタリングに至るまでの一連の相談支援業務を行います。</p> <p>②指定一般相談支援事業</p> <p>精神病院や入所施設から退院、退所し、地域での生活が可能な方の地域移行に係わる支援や、地域での生活が安全に安心して営まれるよう地利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち関係機関と連携を図りながら適切な支援を提供します。</p>		

■公益事業の実施

種類及び名称	障がい者就業・生活支援センターありす（国、県からの委託事業）		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555 - 30 - 0505	FAX番号	0555 - 30 - 0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成 23 年 4 月 1 日
職員	主任就労支援ワーカー（常勤 1 名） 就労支援ワーカー（常勤 1 名） 生活支援ワーカー（常勤 1 名・非常勤 1 名）		
事業の目的	就職を希望する障がい者、職場不適応により離職した障がい者や離職のおそれがある在職中の障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。		

■公益事業の実施

種類及び名称	訪問型職場適応援助者事業		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555 - 30 - 0505	FAX番号	0555 - 30 - 0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成 28 年 4 月 1 日
職員	訪問型ジョブコーチ 2 名（兼務）		
事業の目的	事業所の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）にスムーズに移行していくことを目指し、対象障害者がその仕事を遂行し、その職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて支援します。 障害者ご本人だけでなく、事業所や障害者の家族も支援の対象とします。		

<法人の運営>

理事会の開催	6月	事業報告、収支決算の承認ほか
	6月	役員改選
	3月	事業計画、収支予算の承認ほか
	その他必要に応じて理事長が招集	
評議員会の開催	6月	事業報告、収支決算についての審議ほか
	6月	役員改選
	3月	事業計画、収支予算についての審議ほか
	その他必要に応じて開催	
法人内部監査	5月	(終了後理事長に提出し理事会で報告。富士吉田市長へも提出)
法務局への登記		資産、役員、定款等に変更ある場合(6月及び必要時)

<事業内容>

- ・ 地域における公益的な活動の推進
- ・ 大規模災害や地域ごとに予測される災害、感染症等への対策
(事業継続計画の作成と各種マニュアルの整備)
- ・ 今後の事業展開とビジョンの策定 ~ 新規事業を見据えた活動
- ・ ホームページや情報公開サイトの更新などの、外部への情報発信の整備
- ・ 法人組織体制の強化と整備・各種規程の整備
- ・ 「支援力」を高める
(課長会議および運営会議主催研修会の実施・社外研修への参加)

<各種委員会>

◎ 防災・防犯委員会

- | | |
|-----|---|
| 4月 | 令和3年度の防災・防犯マニュアルの作成 (緊急時の役割分担・連絡網 等)
自主検査(建物構造、避難・火気・電気設備) 消防用設備自主点検
消防設備点検 (三和防災(株)) |
| 5月 | 防犯訓練 (日中活動支援部) |
| 6月 | 防火管理者講習
防災訓練 (日中活動支援部:消防署立会) 防災訓練 (居宅生活支援部) |
| 7月 | 防犯訓練 (居宅生活支援部) |
| 9月 | 防犯訓練 (相談支援部) |
| 10月 | 自主検査(建物構造、避難・火気・電気設備) 消防用設備自主点検
消防設備点検 (三和防災(株)) |
| 11月 | 防災訓練 (日中活動支援部・居宅生活支援部・相談支援部) |

◎ 虐待防止委員会

- 6月 定期委員会 (職員向け虐待についてのアンケート作成 ほか)
- 8月 定期委員会 (虐待についてのアンケート調査、集計 ほか)
- 10月 定期委員会 (法人内部研修の開催準備 ほか)
- 12月 法人内部研修
- 1月 定期委員会 (研修の反省 ほか)

昨年度同様に職員に対して虐待についてのアンケート調査を行う。

今年度は、「職員のメンタルヘルス」について法人内部研修を行う予定。

虐待または、身体拘束等行動制限事案が発生した場合は、速やかに委員長が委員を招集し、各事業所の虐待防止マニュアル、身体拘束等行動制限についての実施要綱に沿って適切な手続き、方法で行われているかを確認する。

◎ 安全衛生委員会

- 4月 定期委員会
- 5月 汚物処理の研修 (法人内部研修)
- 8月 定期委員会
- 9月 インフルエンザ予防接種の働きかけ
- 11月 定期委員会
- 2月 定期委員会

※ コロナウィルス感染症対策は常時、情報収集を行い、必要時に委員会を開催し対応する。

<理事・監事>

役職名	氏名	職業	就任期間
理事長	渡邊 秀 樹	会社役員・福祉団体役員	R1.6 ~ R3.6
理事	宮下くに江	福祉団体代表	R1.6 ~ R3.6
理事	高橋 敏 夫	福祉団体役員・保護者団体役員	R1.6 ~ R3.6
理事	小 俣 勲	福祉団体役員・市相談員	R1.6 ~ R3.6
理事	辻 澤 文 男	福祉事業主・村相談員	R1.6 ~ R3.6
理事	桑原由紀枝	管理者	R1.6 ~ R3.6
監事	勝 俣 高 明	公認会計士	R1.6 ~ R3.6
監事	渡 邊 勝 義	福祉団体役員	R1.6 ~ R3.6

<評議員>

氏名	職業	就任期間
伊 藤 正 範	福祉団体会長	H29.4 ~ R3.6
勝 俣 進	NPO法人理事長	H29.4 ~ R3.6
萱 沼 俊 夫	会社役員・元ボランティア団体会長	H29.4 ~ R3.6
佐 藤 幸 治	保護者会副会長	H29.4 ~ R3.6
白 須 重 光	保護者会会員	H29.4 ~ R3.6
遠 山 睦 子	寺役員	H29.4 ~ R3.6
藤 井 悦 子	介護サービス事業所施設長	H29.4 ~ R3.6
渡 辺 美 範	会社経営・ボランティア団体役員	H29.4 ~ R3.6

<評議員選任・解任委員会>

氏名	職業	就任期間
三 浦 廉 男	ボランティア団体役員	H29.4 ~ R3.6
宮 下 正 男	富士吉田市監査委員	H29.4 ~ R3.6
		H29.4 ~ R3.6
白 須 久 美 子	法人事務管理部	H29.4 ~ R3.6

令和 3 年度事業計画

障害福祉サービス事業所ありんこ

1. はじめに

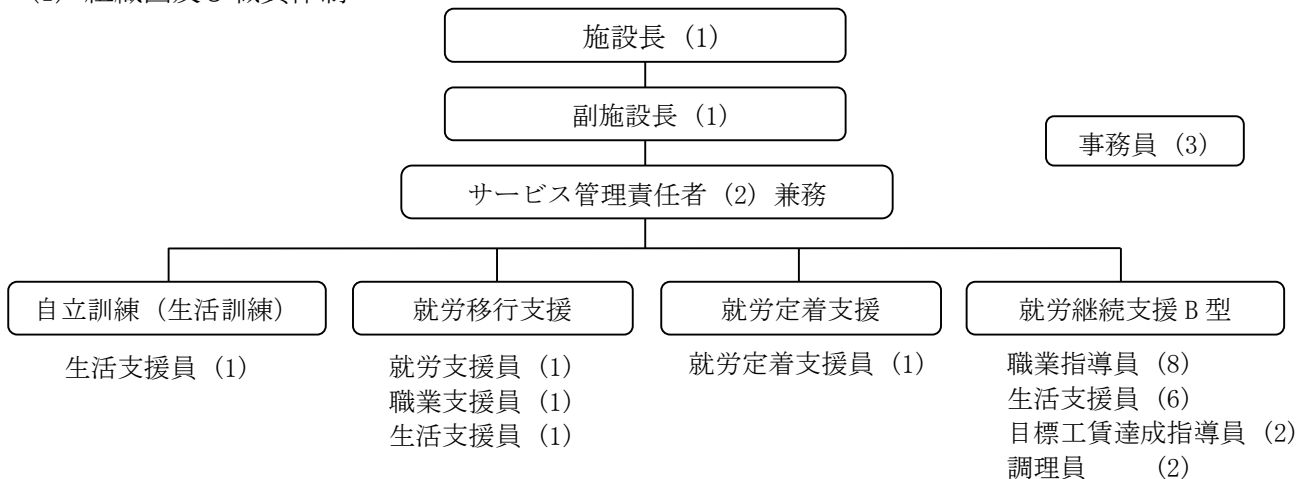
平成 22 年度に多機能型事業所として開所し 11 年が経過しました。定員を大幅に超えていた就労継続支援 B 型は、4 月より定員を 30 名から 40 名に変更します。利用者の増加に伴い、個々の特性やニーズに対応し、安心して作業に臨むことができる作業空間の確保や作業環境を整備するために、就労継続支援 B 型の従たる事業所の設置に取り組んでまいります。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、今年度は感染症や災害への対応力を強化し、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための「業務継続計画（BCP）の策定」に取り組んでまいります。

今年度も引き続き、職員の研鑽に努め、支援の質の向上を目指し、より良いサービスを提供できるように取り組んでまいります。また、社会福祉施設として地域社会のなかで求められる使命や役割に応えることができるよう、個々の職員の意識改革やスキルアップを目指してまいります。

2. 事業所の運營業務及び内容

(1) 組織図及び職員体制



職 名	常 勤	非常勤	備 考	資 格
施 設 長	1		女 1	介護福祉士
副 施 設 長	(1 兼務)		女 1	介護福祉士(兼務)
サービス管理責任者	(1 兼務)	1	男 1 女 (1)	介護福祉士 (兼務)・1号ジョブコーチ
生 活 支 援 員	2	5 (2 兼務)	女 7 (2)	介護福祉士 2 社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士 (兼務)
職 業 指 導 員	2	6 (1 兼務)	男 4 (1) 女 4	栄養士 1・調理師 1 1号ジョブコーチ (兼務)
就 労 支 援 員		1	女 1	社会福祉士・精神保健福祉士 介護福祉士
就 労 定 着 支 援 員		1	男 1	1号ジョブコーチ
目 標 工 賃 達 成 指 導 員		2	男 1 女 1	
調 理 員		2	女 2	
事 務 員	2	1	男 1 女 2	
合 計	7	19	男 7 女 19	

(2) 事業所の管理運営方針

① 基本理念

福祉サービスを必要とする利用者が、地域社会の中で個人の尊厳や権利が保障され、その有する能力を最大限に発揮し、希望する生活を健全に営むことができるよう、利用者の立場に立ち利用者の意向を尊重した支援計画のもと、多様な福祉サービスを連携と和をもって総合的に提供することを目的とし、地域にあつては地域に根差し貢献できる事業所であることを基本理念とします。

② 人権への配慮

利用者の人権に配慮し、個人情報の保護に関する要項、職務規定等に則って周知徹底を図ります。

③ 地域貢献への理念

ありんこ創設以変わらぬ理念が、“地域と共にある”ことです。事業所の中で或いは福祉サービスの枠の中で完結してしまうだけの支援や活動ではなく、一般社会の中で理解を得、認められ、実を結んでいけることを目的に、事業所が、あるいは利用者や職員が出来ることを通して地域貢献や奉仕活動に取り組みます。

(3) 利用者状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

生活訓練		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	0	1	0	0	0	0	1
	女	1	1	0	0	0	0	2
	計	1	2	0	0	0	0	3

就労移行		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	3	1	0	0	1	0	5
	女	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	1	0	0	1	0	5

就労定着支援		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	0	2	0	0	0	0	2
	女	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	0	0	0	0	2

就労継続B型		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	0	9	6	6	2	0	23
	女	0	2	0	5	6	2	15
	計	0	11	6	11	8	2	38

3. サービスの概要

(1) サービスの内容

① 自立訓練（生活訓練）

基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため、時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための体力作りや自己管理能力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練を提供します。

毎年顔ぶれの違うメンバーですが、今年は新卒者1名を含む3名からのスタートとなります。人数は少ないのですが、その利点を生かし個々の利用者に、より一層の細かい支援が提供できると考えております。

まずは、生活リズムを整えることを基本とし、ありんこに休まず通うことを目指します。従来取り組んでおります家事などの生活能力に関わる訓練や衛生面、コミュニケーション能力向上のための訓練は、引き続き行います。未だコロナ禍にあり、イベントや各教室参加（陶芸、料理、茶道）、外出訓練に於いては制限がありますが、これからの生き方、過ごし方を学ぶ上でも、体験を増やし、自身のやりたいことが見つかるよう積極的に参加し、自立への意識向上へと繋げます。

また、創作活動への取り組みや地域との親交を図るためのゴミ拾い活動を行い、四季を感じながら心豊かに過ごせるよう取り組んでまいります。



<作業訓練>



<外出訓練>



<調理訓練>



<地域のゴミ拾い>



<陶芸教室>



<作品作り>

② 就労移行支援

一般就労を目指す方に、様々な職業訓練（免許や資格取得のための学習、履歴書の書き方、面接練習、職場マナーの習得、企業実習など）を一定期間提供し、職業能力を高め、就職活動や職場定着が不安なく行えるようにサポートします。

また、雇用先企業や実習先企業の開拓や充実のための取り組みを、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携して行います。

令和3年度は、新卒者2名を加え、5名でスタートします。

昨年度は、コロナ禍の影響を受け、ハローワークの求人数が減少し、利用者の就職活動が大幅に制限され、就職者数は2名に止まりました。

今年度は、従来通りハローワークや職業センター、障がい者就業・生活支援センターと密に連携を取りながら、就職後の定着支援やジョブコーチ支援などでつながりのある企業に対し、積極的にアプローチを行い、実習先や就職先の確保に力を入れていきます。

また、事業所内外の訓練において、就職するために必要な体調管理、基本的な労働習慣、コミュニケーション力やビジネスマナーが身につくよう、利用者の個々の特性に合わせた支援を行い、昨年度より多くの就職者が出せるよう取り組んでまいります。



<カフェ清掃>



<企業実習>



<個別訓練>

③ 就労定着支援事業

一般就労されている障がいのある方が、長く職場に定着できるように、働きやすい環境づくりをするためのサポートをします。一般就労から6ヶ月経過後、3年を上限にサービスを提供します。企業や医療、福祉等、関係機関との連携を密に図り、仕事面や生活面における課題解決に向け支援を行います。

令和2年度の就労定着支援事業の契約者数は、平成31年度と変わらず2名となりました。コロナ禍の影響で地域全体の就職者数が減ったことも影響し、契約者数を増やすことが難しい部分がありました。また、企業訪問も制限され、利用者との対面による支援を行うことができない月がありました。

令和3年度は、企業訪問以外の支援方法も視野に入れ、企業訪問ができなくても、利用者と企業に対し、効果的な支援が提供できるよう取り組んでまいります。そのためには、今まで以上に利用者と企業の状況を知り、双方のニーズに合った支援を提供し、長く職場に定着できるよう努めてまいります。

④ 就労継続支援B型

- ・ 一般企業からの受託作業（部品加工、紙器加工、分別、計量梱包等）、リサイクル作業、自主製品作業（お弁当・惣菜・菓子製造・食品加工作業、アクセサリや布製品作り）を提供し、就労に必要な知識や能力の開発、習得のための支援に取り組み、やりがいのもてる就労につなげます。
- ・ 各種イベントなどでの販売活動を通して、地域の方々とのコミュニケーションの場を提供し、社会性を高めるとともに、安定した授産活動と工賃向上に取り組みます。
- ・ 事業所以外における施設外就労や、うどんカフェや企業での実習等を実施し、一般就労及び就労移行支援事業につながる育成を図ります。

令和3年度は、生活訓練からのサービス変更者が3名加わり38名でスタートします。就労継続支援B型の利用者の増加により、4月より定員を30名から40名に変更しますが、就労移行支援や一般就労へと繋がる支援の構築を目指しつつ、希望者には生活リズム確立のための生活訓練の利用など、様々な可能性を模索し提案してまいります。また、作業を行ううえでの利用者の密集密接状態を解消し、作業環境を整備するために、従たる就労継続支援B型事業所の設置に取り組んでまいります。

月額工賃については従来の評価点制度を改め、利用者自身が納得しやすいよう時給日給制度への導入を目指し、現在取り組んでいます。新規の取引先や自主製品の販路拡大等も継続して意識しつつ、将来的な自立を視野に入れ、日々の作業でのスキルアップに努めてまいります。また月1回開催している「就労継続支援B型事業内容検討会議」で所属職員の意見を出し合い、課題解決に向けて取り組んでまいります。

利用者の健康管理については、引き続き朝の健康チェックを行い、健康状態の維持・把握に努めてまいります。

<作業係>

新年度作業係所属の利用者27名となり、就労継続支援B型の各係の中では最も大人数になります。上記の計画に加え、ライフサポートセンターさかえでの作業やテーブルパーティションの活用等、密を避けつつ安心安全な作業環境の提供を目指し、引き続き取り組んでまいります。

作業面では、既存の作業を中心としつつ収益の増加を目指していきます。個々の利用者の適性や好みに配慮しながら、治具等を活用し受注量の維持や生産性の更なる向上を図ります。同時にそれぞれの将来も見据え、各取引先と情報共有や意見交換を密に行い、連携を強化してまいります。



<施設外：箱折作業>



<野草計量作業>



<部品加工作業>

食品の提供に関わる各係では、衛生管理表を用いて毎日チェックを行い、衛生管理の強化・徹底に努めてまいります。

<厨房係>

コロナ禍において、特別注文弁当が見込めない状況であるため、現状の受注数を維持し、そのなかで献立の工夫をしながら原材料の見直しに取り組んでまいります。また、お客様への嗜好調査を行い、内容や量の検討にも取り組んでまいります。

利用者の調理技術の支援や衛生面について学ぶ機会をつくり、衛生管理の徹底に努めてまいります。

<お菓子係>

コロナ禍での販売の難しさがありますが、今ある販売先を大切にし、商品の安全・向上に努めてまいります。また、個々の利用者の作業力の向上や衛生面への意識を高められるよう時間を設け、取り組んでまいります。

<ありんどう係>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが大幅に落ち込みましたが、お客様に安心して利用していただくために感染症対策に取り組み、「やまなしグリーンゾーン」と「Go To Eat キャンペーン山梨」の認証を取得しました。

令和3年度は「就労継続支援事業所生産活動活性化事業補助金」を活用し、新メニューの開発等で来店者数を増やすことができるように努めてまいります。

「うどん cafe ありんどう」はオープンして7年が経過します。スタート時に立ち返り、法人全体で今後の運営を検討し、お客様に居心地良く利用していただける環境づくりや、障がいをもつ方が働く場として仕事の体験ができる機会を増やしていくことができるように努めてまいります。



<厨房係 作業風景>



<特別注文弁当>



<お菓子係 作業風景>



<販売風景>



<ありんどう作業風景>

(2) 事業所の共通目標

- ・利用者のニーズを把握し、社会通念に照らした取り組みをする中で、障害があっても、できる事を通して社会貢献し生き甲斐のもてる生活の獲得を目指します。
- ・活動や作業を通して社会に必要とされている事や自分の能力の可能性を知り、責任をもって行動することで、自立へつながる事を実感できる取り組みを目指します。
- ・個々の体調や精神状態にあわせた柔軟な対応ができる支援体制を確立すると共に、利用者が自身で健康に留意し、自己の体調管理ができるよう支援を図ります。
- ・地域への奉仕活動や交流活動を通して、地域に応援してもらえる人作り、事業所作りに力を注ぎ、共に生きる社会の実現を目指します。

(3) 日 課

9 : 00	ラジオ体操・全体朝礼	13 : 00	①午後の作業開始
9 : 10	事業ごと朝の会 午前の作業	13 : 30	②午後の作業開始
		15 : 30	休憩
12 : 00	昼食・昼休み① (生活訓練・継続B)	15 : 45	掃除
		16 : 00	各課ごと帰りの会
12 : 30	昼食・昼休み② (就労移行・厨房班)	16 : 30	帰宅

(4) 支援計画

サービス管理責任者が、利用者及びご家族に面談し、ご本人やご家族の意向を尊重した利用者のやる気を引き出せる個別目標と支援計画を担当支援員等の意見を踏まえ作成し、利用者のご家族に説明を行い同意していただいた上で実践して参ります。

さらに定期的にモニタリング、評価、検証を行い、計画の変更や見直しについても利用者やご家族の同意のもとに行います。

(5) 作業および作業訓練内容

① 自立訓練（生活訓練）

家事能力の習得・向上	⇒	調理訓練、洗濯訓練、掃除訓練、裁縫訓練等
身辺処理能力の習得・向上	⇒	身だしなみや整容のチェック、歯磨き訓練等
自己管理能力の習得・向上	⇒	健康チェック、体力作り、病気等の予防学習、 時間管理訓練、金銭管理訓練（買い物訓練含む）等
コミュニケーション力の向上	⇒	挨拶、返事、連絡、報告などの訓練、言葉使いの学習、 対面時の距離感や態度の学習、接客の学習 等
地域資源を活用した生活の充実	⇒	公共機関や資源の活用訓練、創作活動への参加等 地域交流活動（ゴミ拾いやイベント等への参加）

② 就労移行支援

- ・個別訓練（パソコン、各種運転免許、読み書き・計算、金銭管理、清掃 等）
- ・就職準備訓練（ビジネスマナー、履歴書等書類の書き方、面接練習、会社見学、
ハローワーク活用 等）
- ・作業訓練（部品の検査や組み立て、洗車作業、環境整備作業 等）

- ・施設外訓練（企業実習、うどんカフェ店員、施設外支援や施設外就労の提供 等）
- ・その他（研修会やイベント参加等）

③ 就労継続支援B型

- ・羽田紙器（ダンボール組み立てなど）
- ・道志ダンパー工業（部品組み込み）
- ・亀齢堂、ファルマフード研究所（健康食品や野草の計量袋詰め）
- ・江北ゴム（箱組み立て）
- ・エコテクノロジー（保冷剤袋入れ）
- ・ミナモト（箱折り・箱組み立て、部品加工）
- ・オクムラ（Tシャツたたみ）
- ・ユキプラ（部品加工）
- ・中央労働金庫富士吉田支店（チラシ等のセット）
- ・火祭りロードレース事務局（ 〃 ）
- ・リサイクル作業（アルミ、スチール等金属や古紙ダンボール等の回収と処理）
- ・お弁当作り（事業所昼食、宅配、売店販売、特別注文、イベント販売）
- ・お菓子作り、ドライフルーツ作り、手工芸品作り、漬物等加工品作り
- ・バザーや模擬店等への出店
- ・企業実習（あんずの森）
- ・施設外作業（うどんカフェ、黒田(株)、青少年センター、ミナモト、いちやまマーケット）

(6) 教養・娯楽・行事における計画

- ① 社会人として必用な教養を身に付け、季節の行事や地域での祭りや催しに積極的に参加し、交流や娯楽を通して生活に潤いと楽しみを得る。

研修旅行 お花見 ボウリング大会 忘年会 季節の行事や祭りへの参加及び見学
社会施設等の見学 研修会・勉強会（時事問題 障がい者関連の問題 生活研修など）

- ② 障害者スポーツ大会への参加

ボウリング 水泳 フライングディスク 陸上 など

- ③ 障害者援護の会ありんこ、ありんこクラブ、ありんこの保護者会・友の会が主催するイベントへの支援や協力、または合同開催のイベントへの参加及び協力

新年互礼会 ありんこ祭り フリーマーケット広場 手話コーラス

- ④ 地域のイベントや他施設との交流、研修会等への参加

富士ふれあいの村祭り ヨハネ祭 pal-pal 祭 けやき園桜祭り あんずの森祭り
新倉山浅間公園桜祭り 富士吉田市立看護専門学校学園祭 富士山マーケット
忍野村福祉健康祭り 西桂福祉健康祭り 富楽時祭り
青少年センター赤い屋根のお祭り 麦の穂交流会 富士吉田太陽の集い
いずみ主催研修会 富士ふれあいセンター主催研修会
その他（地域での祭事やイベント、研修会等）

4. 防災・防犯対策における取り組み

- (1) 非常災害対策計画に基づき、防災訓練を年2回実施します。
- (2) 防犯計画に基づき、防犯訓練を年2回実施します。
- (3) 地域主催の防災訓練、避難訓練に参加します。

5. 健康管理における取り組み

(1) 健康診断の実施（年1回）

財団法人山梨県健康管理事業団で実施する健康診断

（胸部レントゲン 身体測定 血圧測定 血液検査 尿検査 視力 聴力 心電図）

(2) コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等、感染症に対する予防

① マスクの着用

② 薬用石鹸による手洗いや手指消毒・うがいの励行

（施設内に入る時、外出から戻った後、トイレの後、食事の前、その他必要に応じて）

③ 掲示物や声かけにより目や耳からの情報を提供

④ 正しい手洗いや手指消毒、うがいができるよう訓練

(3) 事故等の発生時の対応

① 急病、発作、事故等、人命に関わるものは消防署に通報し救急にて応急処置を施します。

② 軽度の場合は、できる限りの応急処置をし、通院の必用があれば職員が同行します。ご家族にも連絡をします。

③ その限りではないものは、施設で休養するか早退などの対応をとります。

6. 虐待防止・権利擁護における取り組み

虐待防止・身体拘束の適正化に向けて、研修や会議、事例検討会を行い、虐待防止の取り組みが支援の質の向上につながることを、職員に周知・徹底し、意識の向上に努めます。

7. 地域との連携

(1) ボランティア、実習生の受け入れ

事業所の運営方針に基づき、地域に開かれた地域貢献のできる事業所、地域に正しい理解の輪を広げ応援していただける取り組みの実践の一環として、学生や一般のボランティア及び福祉・保育・教育・医療を学ぶ学生の実習等を受け入れています。

(2) 障がい児・者の実習や体験の受け入れ

支援学校が実施する現場実習や、障がい者就業・生活支援センターが行う就労基礎訓練の併設施設として、就労を目指す障がい児・者の作業体験を受け入れています。

(3) 地域との交流

・ 地域で開催される福祉関係主催以外のイベント等へ参加・協力します。

（大明見地区夏祭り、富士吉田市民夏祭り、富楽時祭り 富士山マーケット等）

・ 事業所主催のイベントへ地域の皆様を招待し交流をもちます。

（ありんこ祭り、フリーマーケット広場、研修会）

・ 地域の自治会へ加入し清掃や行事に積極的に参加します。

・ 地域の団体、企業、学校等からの事業所見学や講演・研修依頼に応じます。

8. 職員研修会、会議

(1) 職員研修

職員は必要な研修や支援員として個人的なスキルアップのための勉強等、福祉支援のプロとしての資質、力量を高める努力をし、利用者との信頼関係の構築、相談事への対応、本人中心の支援に向けた取り組みなどに知識と誠意と自信をもって当たれるよう、自己啓発を基本に事業所内研修会の開催や各種研修会への参加、他事業所等の見学などを積極的に行います。

また、法人に対しては、研修などが受講しやすい環境作りやかかる費用の支援などについてバックアップしていただけるよう働き掛けていきます。

(2) 職員会議

事業所運営、支援体制をより円滑に柔軟にするために、また、より良き支援の提供のために、次の会議を開催します。

職員会議（月 1 回） 就労継続支援 B 型事業内容検討会議（月 1 回）

厨房会議（月 1 回） ありんどう会議（随時）

年度の総括及び計画会議（年 1 回）

ケース会議（随時） その他必要に応じた担当者会議（随時）

7. 主な年間行事予定

令和 3 年度の年間行事の実施は、新型コロナウイルスの感染状況による

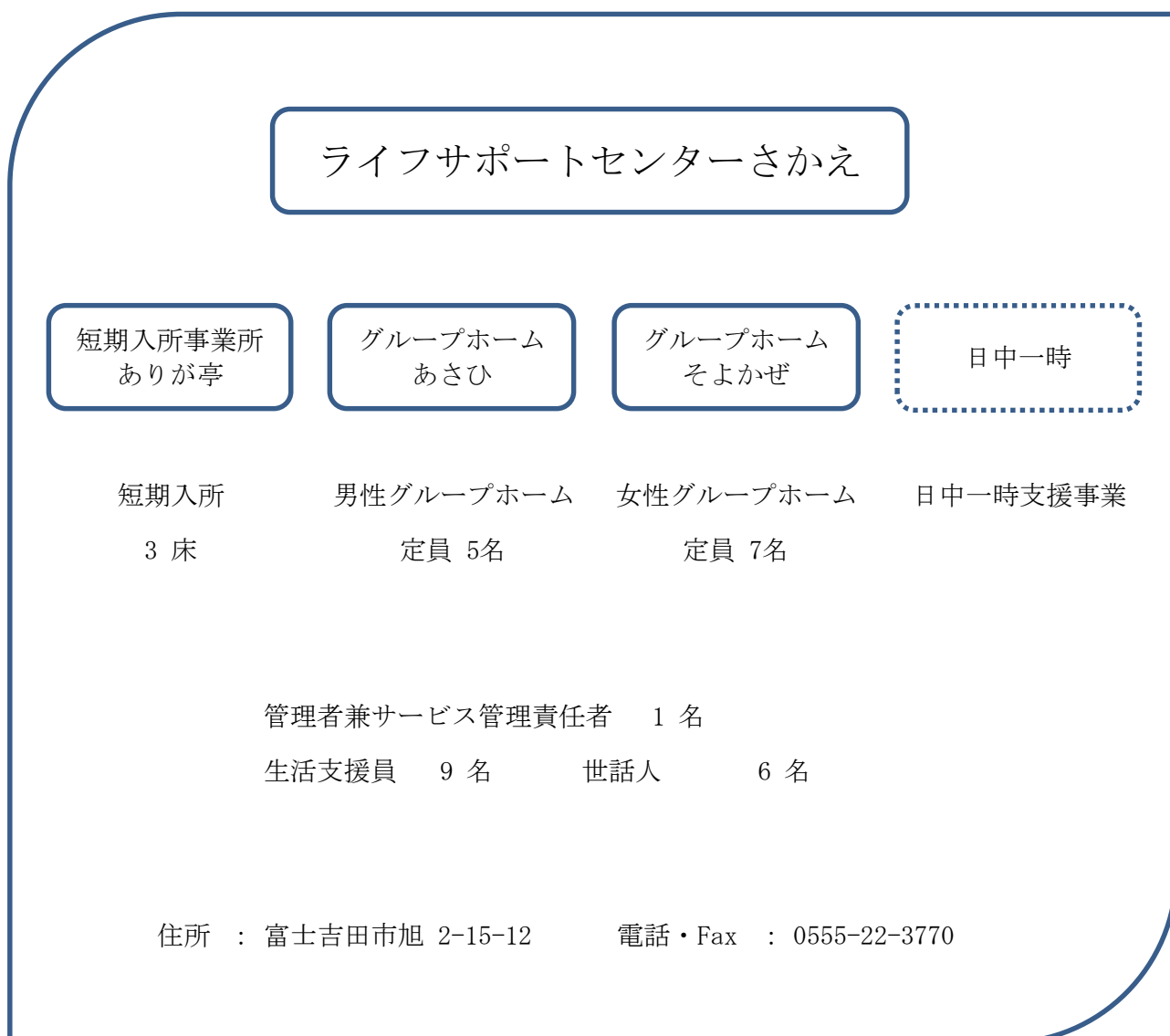
月	活動予定	月	活動予定
4	けやき園さくら祭り出店参加（中止） 新倉山浅間公園桜祭り出店参加 市立富士吉田看護学校学園祭出店 フライングディスク大会参加（24） お花見交流会	10	ありんこ祭り開催 富士山マーケット出店参加 富士・東部圏域障害者就職面接会
5	障害者スポーツ大会参加（2） 赤い屋根のお祭り出店参加 ありんこフリーマーケット広場出店参加 防犯避難訓練	11	西桂福祉健康祭り出店参加 富士吉田太陽の集いへ参加 防災避難訓練
6	防災避難訓練 ありんこ事業所日帰り研修旅行 麦の穂交流会参加 富楽時祭り出店参加 富士山マーケット出店参加	12	障害者フライングディスク大会（4） 健康診断 いずみ主催ボウリング大会へ参加 忘年会
7	忍野村健康福祉祭り出店参加 Pal-pal 祭出店参加 富士吉田市民夏祭りへ出店参加	1	ありんこ新年互礼会開催 郡内地域生活支援事業所協議会交流会へ参加
8	あんずの森祭り出店参加 大明見夏祭り出店参加 火祭りロードレース出店 県障害者芸術文化祭へ出店参加	2	初午祭 節分
9	障害者作品展へ出展 ふれあいの村祭り出店参加（11） ヨハネ祭へ出店参加	3	納会

令和 3 年度事業計画 ライフサポートセンターさかえ

平成 30年 4月よりグループホームあさひと短期入所事業所ありが亭が新しく開所となり既存のグループホームそよかぜと合わせ“ライフサポートセンターさかえ”としてスタートして3年たちました。

4年目に突入し、さらに障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために他機関とも連携を取り合い、今年度は、昨年度取り組めなかった短期入所事業所の空きスペースに日中一時支援事業の展開に向けて準備を進めてまいります。

地域福祉に貢献できるセンターを目指して、利用者が安心して過ごせる場所の確保と受け入れ体制の充実を図るために、職員のスキルアップを推進して、専門性の発揮を念頭におき事業をすすめてまいります。



令和 3 年度事業計画 グループホームあさひ・そよかぜ

1. はじめに

平成30年 4月より男性のグループホームあさひの開所に伴い、既存の女性のグループホームと合わせ12名の利用者さんが利用できることになり、4年目に入りました。

今年度の課題は、男性のグループホームあさひに関しては、3月いっぱい退去される方がおり、4名でのスタートとなりますので、空いている部屋へ入居者を迎えられるように働きかけていくことです。前年度より利用の利用者には、新たな課題、目標を見つけていただき、その上で支援の安定化を図り、穏やかに安心した日常の共同生活が送れるように、取り組んでまいります。

女性のグループホームそよかぜに関しましては、人員は7名と変わりませんが、利用者の年齢層が高くなってきておりますので日々の体調管理、衛生管理に気を配ることを続け、一人一人に沿った支援ができるように、関わる関係者皆で力を合わせて取り組んでまいります。

また、「防災・防犯訓練」の実施や「感染症」「虐待防止」に対する対策を強化し、「業務継続計画（BCP）」の策定に取り組み、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築してまいります。

支援者として必要な知識、技術を身に付けるために、研修会や他のグループホームの見学、勉強会などを積極的に行い、スキルアップを目指してまいります。

2. 事業所の運營業務及び内容

(1) 利用定員	GHあさひ	男性 5名	GHそよかぜ	女性 7名		
(2) 利用現員	GHあさひ	男性 4名	GHそよかぜ	女性 7名		
支給決定援護市町村	富士吉田市	6名	西桂町	1名	都留市	1名
	上野原市	2名	東京都清瀬市	1名		

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	1	1	0	1	1	4
女	0	1	1	1	2	2	7
合計	0	2	2	1	3	3	11

(3) 職員	管理者（サービス管理責任者と兼務）	1名
	世話人（常勤）	1名
	世話人（非常勤）	5名

(4) 開設年月日	平成19年11月 1日	(定員 4名)
	平成24年 4月 1日	(定員 7名)
	平成30年 4月 1日	(定員 12名)

(5) 運営基本理念

地域での生活を希望し、共同生活を必要とする人に外部サービス利用型共同生活援助サービスを提供することを目的とし、利用者の障害等を理解し、意思及び人格を尊重しながら生活環境に溶け込めるように、利用者の立場に立って援助を行い、利用者の自立生活や地域活動等を図ります。

(6) サービスの内容

- ① 食事の提供（朝食・夕食）
- ② 日常生活の支援
 - ・ 日中活動の支援
 - ・ 掃除、洗濯、買い物等への支援や働きかけ
 - ・ 悩みや不安などの相談事への助言等の支援
- ③ 医療及び健康管理の支援
- ④ 金銭管理の援助
- ⑤ 行政手続きの支援及び代行

(7) 利用料

- ・ GHあさひ
 - 食材料費（朝食、夕食分） 月額 20,000円 （精算制）
 - 家賃（月額25,000円のところ特別給付費対象の場合） 15,000円
 - 水道光熱費・共益費 月額 15,000円
- ・ GHそよかぜ
 - 食材料費（朝食、夕食分） 月額 20,000円 （精算制）
 - 家賃（月額20,000円のところ特別給付費対象の場合） 10,000円
 - 水道光熱費・共益費 月額 10,000円

(8) 活動計画

- | | | |
|-----|---------------------|-----|
| 4月 | 消防設備点検 | お花見 |
| 5月 | ありんこフリーマーケット出店参加 | |
| 6月 | あさひ・そよかぜ合同バーベキュー交流会 | |
| | 防災訓練 | |
| 7月 | 防犯訓練 | |
| 8月 | 旭町夏祭り出店参加 | |
| 9月 | そよかぜご近所バーベキュー交流会 | |
| 10月 | ありんこ祭り参加 | |
| | 法人防犯訓練参加 | |
| | 消防設備点検 | |
| 11月 | 防災訓練 | |
| 12月 | 忘年会・餅つき | |
| 1月 | ありんこ新年互礼会参加 | |
| 3月 | 一日研修（納会） | |

- ・ 利用者誕生会
- ・ 外食（隔月1回）
- ・ 世話人会議（毎月1回）
- ・ バックアップ施設の職員等との交流会（随時）

3. 防災・防犯対策における取り組み

- (1) 非常災害対策計画に基づき、防災訓練を年2回実施します。
- (2) 地域主催の防災訓練、避難訓練に参加します。
- (3) 防犯計画に基づき、防犯訓練を年2回実施します。

4. 感染症に対する取り組み

安全衛生委員会と連動し、感染症対策のための研修会や検討会を行い、感染防止の取り組みを強化し、利用者・職員の安全衛生に努めます。

感染症に対する予防策

- ・マスクの着用
- ・薬用石鹸による手洗いや手指消毒・うがいの励行
- ・展示物や声掛けにより目や耳からの情報提供
- ・パーテーションの設置

5. 虐待防止・身体拘束の適正化における取り組み

虐待防止委員会と連動し、虐待防止・身体拘束の適正化に向けて、研修や会議、事例検討会を行い、虐待防止の取り組みが支援の質の向上につながることを、職員に周知・徹底し、意識の向上に努めます。

令和 3 年度事業計画 短期入所事業所 ありが亭

1. はじめに

平成30年 4月より短期入所事業所ありが亭の事業を開始し3年がたちました。地域社会の中での役割を再確認し、様々な障害を持つ個々の利用者の特性やニーズに対応し取り組んでいけるように努力してまいります。

2. 事業の目的

障がい者が、可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、居宅の生活が一時的に困難になった障がい者に対し、短期的な利用を提供して日常生活上の支援を行うことを目的とします。

3. 事業の基本方針

利用者の障がいを理解し、意思及び人格を尊重しながら、生活環境に溶け込めるように、利用者の立場に立って援助を行い、利用者の自立生活、地域活動等を図っていくことを運営の基本方針としています。

4. 事業の運營業務及び内容

保護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、災害、就労、出張、看護、介護疲れによる休養、その他の理由や都合等により短期の施設入所を希望される方に、入浴・排泄及び食事の支援・その他必要な支援を適切に行います。

- (1) 利用定員 3 床
- (2) 対象者 知的障害者 障害支援区分が 1 以上である方
- (3) 対象地域 富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村
- (4) 職員 管理者 1 名 生活支援員 9 名
- (5) 開設年月日 平成 30 年 4 月 1 日
- (6) 利用料 食材料費（朝食300円 昼食500円 夕食500円）
水道光熱費 300円 持ち込み電化製品電気代金 50円から

5. 目標、計画

令和3年度の目標は、より多くの短期入所を必要としている利用者にご利用の場を提供し、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、安心して利用していただけるよう体制を整えていくことです。

また、「防災・防犯訓練」の実施や、「感染症」「虐待防止」に対する対策を万全にとり、強化してまいります。

「地域生活支援拠点等の整備」については、地域社会の中で求められる使命や役割に応えることができるように、前向きに検討していきたいと思います。

◎ 1カ月の利用予定者数

区分	人数	日数	区分	人数	日数
1	2	4	4	3	6
2	5	12	5	1	4
3	5	12			

令和 3 年度事業計画 ライフサポートセンターありんこ

関係機関との連携体制の強化や、より専門的で広範囲な相談支援の提供を推進するため、ライフサポートセンターありんこにおいて研修会等を企画し、支援者の資質の向上やスキルアップを図り、地域福祉に貢献できるセンターを目指します。

昨年度は開催できませんでしたが、毎年「知ってもらいたい我が町の福祉事業所」という題で研修を行っております。地域住民の方たちに「障がい者を身近に感じていただきたい」との思いから、北麓圏域で活動している福祉事業所の方より事業の説明や地域との繋がりについて話しをして頂いています。本年度は、東部圏域での開催を検討していきます。

《富士北麓障がい者相談支援センターありんこ》

- ・計画相談 ・地域定着、地域移行
- 管理者 1 名（角張）
- 相談支援専門員 2 名（渡辺、中澤）
- 事務員（ありんこ事務所と兼務）



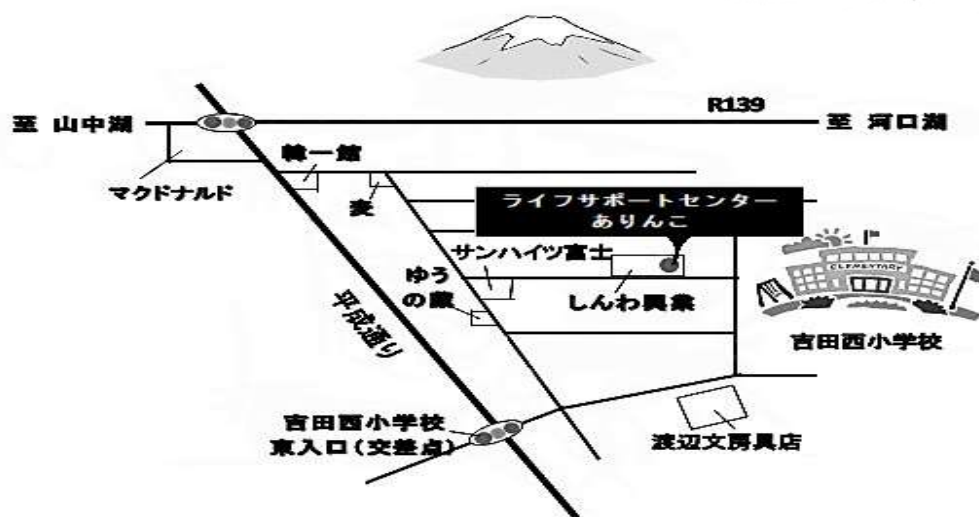
《障がい者就業・生活支援センターありす》

- ・就労支援、就労生活の相談
- 主任就労支援ワーカー 1 名（三浦）
- 就労支援ワーカー 1 名（山口）
- 生活支援ワーカー 1 名（貴家）
- 事務員（ありんこ事務所と兼務）



《訪問型職場適応援助者事業（ジョブコーチ）》

- ・職場適応に関する支援
- ジョブコーチ 2 名（金森、金子）



令和3年度 事業計画

富士北麓障がい者相談支援センター ありんこ

1. はじめに

富士北麓障がい者相談支援センターありんこが開所し11年目を迎えようとしています。年々利用者も増えてきています。現在の利用者の障がい別内訳は、知的障がい者(児)が一番多く、続いて精神・発達障がい者、身体障がい者となっており、年代は下が5歳から上が73歳と幅広い方の支援を行っております。最近では、サービス利用に関する調整以外の生活に関する調整をすることも多くなってきています。

昨年度は、コロナウィルス感染症の影響で外出支援、来所支援の自粛を余儀なくされ、電話でのモニタリングやサービス担当者会議、家庭や他機関との連絡調整などを行いました。今年度もコロナウィルス感染症の状況を見ながら相談支援事業を進めてまいります。

<指定特定相談支援及び指定障がい児相談支援>

1. 事業の目的

障がい者の日常生活及び社会生活を支援するための法律(以下「障がい者自立支援法」という。)(平成17年法律第123号)に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障がい児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援を利用する障がい者または障がい児の保護者に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的としています。

2. 運営の基本方針

事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援を当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行います。

また、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

3. 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1名(非常勤)

管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

- (2) 相談支援専門員 2名（専任2名）

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の作成に関する業務を行います。

4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（12月29日から1月3日までを除く）
(2) 営業時間 8時30分～17時30分

5. 事業の内容

- (1) 指定障がい福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施します。
- (2) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、サービス等利用計画案を作成します。
- (3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付します。
- (4) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案に位置づけた福祉サービス事業等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成します。
- (5) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付します。
- (6) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (7) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し面接を行うほか、その結果を記録します。
- (8) 相談支援専門員は、感染症拡大防止の観点から、対面での支援が必要な時以外のモニタリング、サービス担当者会議等については、電話や文章、Webなどのテレビ会議等により家族、関係機関へ確認したことを記録することをもって行うこととする。尚、モニタリング実施月でない月に実施する場合もある。

6. 通常の事業の実施地域

富士北麓6市町村全域（富士吉田市 富士河口湖町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村）
その他近隣市町村 ただし相談によってこの限りではない。

7. 主たる対象者

- ・身体障がい児(者) ・知的障がい児(者) ・精神障がい児(者) ・発達障がい児(者)
- ・難病

8. その他

会議、研修等への出席・・・随時

9. 本年度の目標

登録者数（者）	150名
登録者数（児）	15名

新規計画作成件数	160件
モニタリング件数	200件

<地域移行・地域定着支援>

1. 事業の内容

(1) 地域移行支援

障がい者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障がい者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。

(2) 地域定着支援

居宅において単身等で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

2. 事業の目的

本事業は、関係機関連携の下に、医療、福祉等の支援を行うという観点に基づき、地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することで、障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、自らの意向に即して充実した生活を送ることができるようにすることを目的としています。

3. 事業運営方針

- (1) 地域移行支援又は地域定着支援は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と密接な関係の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行います。

- (2) 地域移行支援又は指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行います。
- (3) 事業所は提供する地域移行支援又は地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (4) 利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報の保護に努めます。

4. 相談可能な範囲

身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 発達障がい者 難病 その他

5. 相談担当者

相談支援専門員が対応します。

6. 営業日および営業時間

- (1) 開所曜日 ： 月曜日 ～ 金曜日（緊急時は土曜、日曜、祝日も対応可能とします。）
- (2) 時間帯 ： 8時30分 ～ 17時30分（緊急時は時間外の対応可能とします。）
- (3) 休業日 ： 土曜日、日曜日、祝日（緊急時はこの限りではありません。）
- (4) 対象・専門外の相談に対する対応は、関係機関と連携し対応します。

令和 3 年度事業計画

障がい者就業・生活支援センターありす

1. はじめに

ありすが開所し 11 年目を迎えようとしています。富士北麓、東部圏域の社会資源も徐々にではありますが増えてきております。

ありすにおいては、新規登録者の大半が精神障がい者で、登録者数の 45 % を占めております。精神障がい者の中には、安定した就労生活の継続に課題のある方も多くみられます。

昨年度は、コロナウィルス感染症の影響で外出支援、来所支援の自粛を余儀なくされました。支援件数、就職件数など一昨年度に比べ減少しました。本年度は、感染症の状況をみながら支援を行います。特に、職場実習に力を入れます。体験的な職場実習を望む声も多く、当センターの職場実習や労働局の実習制度、職業センターの制度を利用しながら、当事者一人一人に合った就労を考えていきます。精神障がい者の支援については、関係機関の連携体制の構築や積極的に研修など等に参加し、研鑽に努めます。

目標数値にとらわれ、目の前の支援がおざなりにならないように心掛けます。

2. 事業の概要

(1) 名称設置場所

名 称：障がい者就業・生活支援センター ありす

所在地：山梨県富士吉田市新西原 3 - 4 - 2 0 電話番号 0555-30-0505

(2) 職員の設置計画

職 員	人数	勤務形態	性別	経験年数	備 考
主任就労支援員	1	常勤	男	22 年	就労支援経験 16 年 サービス管理責任者
就労支援員	1	常勤	男	21 年	就労支援経験 12 年 社会福祉主事
生活支援員	1	常勤	女	12 年	就労支援経験 11 年 キャリアコンサルタント

(3) 事業の目的

障がい者の雇用を進める上では、就職や職場定着などの就労面の支援ばかりでなく、生活習慣や日常生活の自己管理等に関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要です。

このため、就職を希望する障がい者、何らかの事情により離職した障がい者や離職するおそれがある在職中の障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ることを目的とします。

(4) 支援対象者

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障がい者を対象とします。

- ① 就職するため、また継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者
- ② いったん就職したものの何らかの理由により離職、もしくは休職するおそれがある者、または何らかの理由により離職、もしくは休職している者など、職場定着のための継続的な支援が必要な者

(5) 雇用安定事業の実施計画

活 動 内 容	実施時期	実 施 方 法
① 相談・支援の実施	随 時	<ul style="list-style-type: none">・障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の支援を行う。・事業主のご協力を得ながら、障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。・障がい者に対して、職業準備訓練及び職場実習をあっせんする。
② 在職者交流活動、ピアサポート活動の実施	年 9 回	在職者の交流会参加希望者に対して交流会を実施する。交流会では、就労・定着している障がい者等を講師とし、話しをしていただいたり、グループワーク等で職場の悩み等を話し合う場を提供するとともに、不適応課題の早期把握や改善を図り職場定着を促進する。
③ ハローワークの巡回相談	各ハローワーク 毎月 1 回	各ハローワークにて相談日を設け、ニーズの掘り起こしを行うとともに周知活動などを行う。
④ 経験交流会議の出席	年 1 回	障がい者就業・生活支援センター就業支援担当者経験交流会議に出席し、他のセンターとの交流、情報交換を行う。（就業支援担当者 1 名）
⑤ 関係機関との連絡会議の開催	年 6 回	業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、ハローワーク、障害者職業センター、自治体、福祉事務所、就労移行支援事業所、特別支援学校、県内の他の障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡会議を開催し、これらの機関との連携を図る。

(6) 生活支援事業の実施計画

① 地域内の障害者の状況把握及び登録

活 動 内 容	実施時期	実 施 方 法
各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
地域へのPR活動	随時	施設や学校、自治体等への訪問や各種関係会議等でのPRを行う。

② 登録された障害者に対する支援

活 動 内 容	実施時期	実 施 方 法
各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
ケース会議の開催または出席	随時	関係者によるケース会議の開催、出席をする。
同行支援	随時	各種手続き、職場訪問、ハローワーク等への同行支援を行う。
その他	必要時	各支援に必要とされる課題への取り組みを行う。

③ 関係機関との連絡調整

活 動 内 容	実施時期	実 施 方 法
就業・生活支援センター合同連絡会議	毎月1回	Web を利用し、県内4センター合同(持ち回り)会議の開催を行う。
各地域自立支援協議会就労部会への出席	1~2ヵ月毎	各地域自立支援協議会就労部会主催の会議へ出席する。
支援学校、事業所主催の会議への出席	随時	依頼等により出席する。
連絡調整等	随時	必要時に訪問、電話、メール等により連絡調整を行う。

3. 昨年度の実績と今年度の目標

	令和3年度目標
登録者数	360名
相談件数	3,000件
就職件数	30件
実習件数	25件

令和 3 年度事業計画

訪問型職場適応援助者事業

1. はじめに

訪問型職場適応援助者事業が開所し6年目を迎えようとしています。年々、利用される方は増えてきております。昨年度は、コロナウィルス感染症の影響で外出支援の自粛を余儀なくされました。今年度は、職業センターの配置型ジョブコーチの状況(ジョブコーチの不足)を考えると、本事業の役割は大変重要であり、支援件数の大幅な増加が見込まれます。

2. 目的

職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業は、障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図ることを目的としています。

3. ジョブコーチ支援の内容

- (1) ジョブコーチ支援は、対象障がい者がその仕事を遂行し、職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて実施します。
- (2) 障がい者本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援だけでなく、事業主に対しても障がい特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行います。
- (3) ジョブコーチが行う障がい者に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援(ナチュラルサポート)にスムーズに移行していくことを目指します。

4. 今年度の目標

	令和3年度目標
支援人数	10名
支援件数	120件